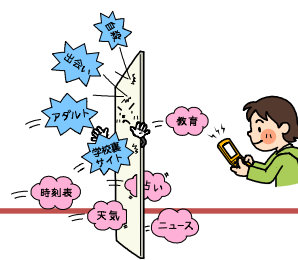


スマートフォン等の契約に従事される皆様へ

子どもを守るために
フィルタリングの推奨をお願いします！！

スマートフォンや携帯電話機などを販売する皆様は、購入者にフィルタリングの利用を促す最後の砦です。



法律上の義務

<フィルタリングの提供義務>

スマートフォン等を販売する事業者には、フィルタリングを提供する義務があります。

条例上の義務

<年齢確認義務>

事業者には、18歳未満の者がスマートフォン等を使用するかどうかを確認する義務があります。

<説明義務>

保護者等に対し「インターネットに接続することで有害情報を閲覧、視聴する機会が増えること」等を説明する義務があります。